

内閣府設置法の一部を改正する法律(平成26年法律第31号)(概要)

我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展のためには、科学技術によるイノベーションの創出が必要であり、司令塔である総合科学技術会議の機能の抜本的強化が不可欠であることから、内閣府及び総合科学技術会議の所掌事務を追加するなどの所要の措置を講ずる。

【参考】科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日閣議決定) (抄)

我が国の科学技術イノベーション政策の司令塔は総合科学技術会議である。「世界で最もイノベーションに適した国」を創り上げていくための司令塔として、これまでにない強力な推進力を発揮できるよう、司令塔機能の抜本的強化策の具体化を図らなければならない。

1. イノベーション創出の促進に関する総合調整機能等の強化

(1) 内閣府及び総合科学技術会議の所掌事務追加 (4条1項、26条関係)

従来の「科学技術の振興」に加えて、「研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備」に関する企画・立案及び総合調整事務を内閣府に追加するとともに、当該事項に関する重要事項についての調査審議事務を総合科学技術会議に追加。

※ 「イノベーションの創出」：新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出すること

(2) 総合科学技術会議の名称変更等 (18条、31条関係)

- ① 総合科学技術会議の名称を「総合科学技術・イノベーション会議」に変更。
- ② 有識者議員の任期を、3年に延長(現行2年)。
- ③ 有識者議員の任期満了後、後任が任命されるまで引き続き職務を行う規定を追加。

2. 科学技術イノベーション施策の推進機能の抜本的強化

総合科学技術会議の司令塔機能の強化に資するため、内閣府に以下の事務を追加し、科学技術イノベーション施策の推進機能を抜本的に強化。(4条3項関係)

- ① 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事務
- ② 科学技術基本計画の策定及び推進に関する事務(文部科学省から移管)
- ③ 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務(文部科学省から移管)

3. その他

- ① 施行期日：公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日
- ② その他所要の規定の整備等を行う。